- 1. 件名:規制制度の運用等に関する原子燃料工業(株)との面談
- 2. 日時: 令和6年1月17日(水) 11時30分~12時00分
- 3. 場所:原子燃料工業(株) 会議室

## 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門 大向安全規制管理官、石井主任監視指導官、入口総括係員 東海・大洗原子力規制事務所 早川原子力運転検査官

原子燃料工業株式会社 東海事業所長 他8名

## 5. 要旨

- (1)原子力規制庁から原子燃料工業株式会社(以下「事業者」という。)に対し、原子力規制検査制度の現状の所感等について質問し、以下のとおり説明を受けた。
  - ・CAP(Corrective Action Program)活動について、以前は紙で不適合管理等を審査・承認対応となっていたところ、会議等の対面での情報共有ができるようになったことで、対応が早くなった。また、保安、労働安全等をとりまとめて CAP 活動で議論することにより、一つの出来事を多角的に確認することができるようになった。一方、CR(Condition Report)の登録件数が膨大になり、CAP 会議の中で議論に時間がかかっていることが問題点としてあげられる。この点については、スクリーニングの経験を積むことが必要と考えている。
  - ・人材確保については、運転再開の目処が立たず、計画を具体化できていない。一方、CAP 活動の事務局には新たな検査制度が開始した後に入社した若手職員も参画しており、若手職員の目線から CAP 活動をよりよく回せるようにしたいと考えている。
  - ・新たな検査制度の取り入れによって、検査頻度が多くなり、検査官とのコミュニケーションがとりやすくなったことから、概ね良かったと認識している。原子力運転検査官とのコミュニケーションは良好であり、今後も続けていきたい。

- ・フリーアクセスについては、検査等の実施について、検査前に事業者への 連絡はもらっているが、当日の依頼でも対応できるようにしている。担当 がいない場合は対応できないこともあるが、理解いただいているとの認識。 事業者職員の執務室へ検査官が立ち入ることについては、事業者としては 特に拒否しているものではなく、執務室の中での説明や資料確認は実施し ていただいている状況。
- (2)原子力規制庁から事業者に対し、フリーアクセスに関して、事業者職員の エスコートなしでの現場確認や検査官が職員の執務室内で直接記録確認 を頻繁に行うようにすることは、事業者の手間の削減及び事業者職員の安 全意識向上などの効果があると考えており、今後実施を拡大することを理 解いただきたいとコメントした。事業者からは了解する旨の回答を得た。

## 6. 配布資料

なし